

技術評価実施規程(案)

技術評価実施規程(新)	技術評価実施規程(現行)
<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第4条 技術評価の実施に当たっては、業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期計画の趣旨を踏まえるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第2章 技術評価</p> <p>第12条 プロジェクト(制度を除く。以下、本条において同じ。)については、事前評価、中間評価、事後評価及び必要に応じて追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。</p> <p>一 事前評価は、プロジェクト開始時に、プロジェクトの位置付け及び実施方法について行う。</p> <p>二 中間評価は、プロジェクトの目標達成度を把握するとともに、プロジェクトの継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資するために行う。プロジェクトが5年以上の場合には、概ね3年毎を目途に実施する。プロジェクトが5年未満の場合でも、必要に応じて中間評価を実施する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第4条 技術評価の実施に当たっては、業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)」並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期計画の趣旨を踏まえるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第2章 技術評価</p> <p>第12条 プロジェクト(制度を除く。以下、本条において同じ。)については、事前評価、中間評価、事後評価及び必要に応じて追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。</p> <p>一 事前評価は、プロジェクト開始時に、プロジェクトの位置付け及び実施方法について行う。</p> <p>二 中間評価は、プロジェクトの目標達成度を把握するとともに、プロジェクトの継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資するために行う。プロジェクトが5年以上の場合には、概ね3年毎を目途に実施する。プロジェクトが5年未満の場合でも、必要に応じて中間評価を実施する。</p>

三 事後評価は、原則としてプロジェクト終了直後に、プロジェクトの目標達成度を把握するために行う。ただし、事後評価は、その成果を次のプロジェクトにつなげていくために必要な場合において、プロジェクト終了年度に実施し、その結果を次のプロジェクトの企画立案等に活用する。なお、プロジェクト終了までに事情の変化があった場合、プロジェクト終了直後に事後評価を見直すことができる。

四 プロジェクトの追跡評価は、プロジェクト終了後の適切な時期において、プロジェクトが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

2 制度については、必要に応じて事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

一 事前評価は、制度開始時に、制度の位置付け及び実施方法について行う。

二 中間評価は、制度の目標達成度を把握するとともに、制度の継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資するために行う。

三 事後評価は、原則として制度終了直後、制度の目標達成度を把握するために行う。ただし、事後評価は、その成果等を次の制度につなげていくために必要な場合において制度終了年度に実施し、その結果を次の制度の企画立案等に活用する。なお、制度終了までに事情の変化があった場合、制度終了直後に事後評価を見直すことができる。

三 事後評価は、原則としてプロジェクト終了直後に、プロジェクトの目標達成度を把握するために行う。

四 プロジェクトの追跡評価は、プロジェクト終了後の適切な時期において、プロジェクトが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

2 制度については、必要に応じて事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

一 事前評価は、制度開始時に、制度の位置付け及び実施方法について行う。

二 中間評価は、制度の目標達成度を把握するとともに、制度の継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資するために行う。

三 事後評価は、原則として制度終了直後、制度の目標達成度を把握するために行う。

四 追跡評価は、制度終了後の適切な時期において、制度が及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

～ 第2章 第13条ならびに第3章省略 ～

附則

～省略～

附則(平成20年度規程第〇号)

この規程は、平成21年〇月〇日から施行する。

四 追跡評価は、制度終了後の適切な時期において、制度が及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

～ 第2章 第13条ならびに第3章省略 ～

附則

～省略～